

事業計畫

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

指定管理者制度の意義を踏まえ、地域包括ケアシステムや区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の推進、高齢者、子ども、障害者支援等の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組について具体的に記載してください。

上矢部地域ケアプラザエリアの上矢部町、矢部町、鳥が丘の地域は、上矢部連合町内会と戸塚第三連合町内会の2つの連合町内会に分かれます。高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯・認知症高齢者の増加に伴い、老老介護、生活が困難になり孤立していく世帯や支援を拒否する人、虐待など多問題で生活が困難なケースが年毎に増えています。生活習慣や価値観が複雑化する中でこれまでの高齢者への支援、保健といった枠を超えた視点で取り込んでいくことがより一層重要となっています。こうします状況の中で、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して区民・関係諸団体の皆さんと区役所・戸塚区社会福祉協議会、地域ケアプラザなどの連携・協働により、とつかハートプラン第4期を迎えてます。横浜市の2025年問題として、5年後には団塊世代が75歳以上になり、あわせて少子化、世帯の小規模化が進行し支援の必要な高齢者は増え、担い手の割合が少なくなります。

横浜市では、よこはま笑顔プラン（第4期横浜市地域福祉保健計画）が策定され、『誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう』という計画が策定され、上矢部地域ケアプラザは、地域住民が安心して生活を継続できる地域をつくるために、個別支援や地域ケア会議を民生委員児童委員・ケアマネジャー・サービス事業所・医療・区社協・区役所・地域などと連携して、地域の課題を解決していく地域包括ケアシステムの実現を目指します。そのために、①地区別計画推進を区役所・区社協と地域ケアプラザが取り組みます。②支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みづくりをつくります。③多世代の市民参加を広げます。上矢部地域ケアプラザの基本視点は①公益性 ②地域性 ③協働性 この3視点を地域ケアプラザの5事業の職員が共通理解を持って、情報共有し協働して業務に積極的に取り組んでいきます。地域ケア会議で検討します課題は「見守り」「詐欺被害の防止」「老人会の活性化」などがあり、地域に出かけて地域の声を聴いていくことが重要と考えます。また、身近な地域の福祉施設として、お互いさまの近所の底力や絆を強化し、介護予防や認知症の普及啓発を行い、子育て支援や障がい児者の支援、災害時対策も合わせて地域福祉ネットワークの構築と関係機関との連携推進に取り組みます。それから、戸塚区見守りネット事業「みまもりネット」は8年目になりますが、当地域ケアプラザは積極的に立ち上げより協力しています。区役所と地域ケアプラザの11か所が協力して地域の方や協力事業者の協力を得て、「ちょっと気がかり」な事に気付いた時連絡してもらうことで、高齢者などをゆるやかに見守る仕組みをつくって活動しています。この活動は、地域の安心につながり高い評価を得ています。

さらに、上矢部地域ケアプラザは、障害福祉サービス事業所及び上矢部地区センターの複合施設のメリットを生かし、より身近な福祉の活動の拠点として、赤ちゃんから高齢者、障がい児者の活動交流を活発に行なって地域福祉の推進に貢献していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係団体等と連携・協働して地域の魅力と課題を把握する方法、地域ケアプラザとして把握します地域の魅力と課題を基にどのような地域を目指すかの将来像（以下、「を目指すべき地域像」とする）及びその実現に向けた方策や取組、また、そのための関係団体等の連携方法について具体的に記載してください。

上矢部地域ケアプラザ周辺地域は、人口 38136 人 高齢者人口 8194 人 高齢化率 26.9%（横浜市：24.4%・戸塚区高齢化率：25.2%）要介護認定者数 1300 人：要支援 359 人 要介護 941 人 要介護認定者割合 16.0%。戸塚区の北西に位置し、西は泉区に面しています。上矢部連合町内会と戸塚第三連合町内会の比較的古いエリアでは、幹線道路が狭く、急な坂道も見受けられます。戸建住宅地や分譲マンションなどが点々と開発された住宅街の中に工業団地があり、多くの工場や事業所があります。一方、戸塚駅周辺の開発に伴い大型分譲マンションが増加し、子育て世代を中心に入人口が増えています。そのため、高齢化率は戸塚区の平均を下回ります。ただし、鳥が丘は高齢化率が 41.5% と高い割合の地域ですが、要介護認定は 13.0% と低く比較的豊かで意識の高い住民層も多く居住しています。上矢部町と矢部町は長年住んでいる住民と転出入の多い地縁の薄い世帯も多いと考えられます。また、踊場に近い生活圏域の住民は踊場地域ケアプラザを利用している人も多く、地域の活動状況が当地域ケアプラザに届きにくい実情があります。地形的に山坂が多く、自宅からバス停まで遠い人は足腰が弱った高齢者にとっては外出しにくく、閉じこもりがちで生活不活発病を引き起こす可能性も高いと思われます。この地域の上矢部町・鳥が丘・矢部町の 3 つの町は、上矢部連合町内会と戸塚第三連合町内会の 2 つの連合町内会になります。どちらの連合町内会も、それぞれ、結束が強く、これからも課題解決に向けた地域の取り組みが進めやすい地域です。

上矢部地区の魅力は「かおのみえる、みんなに、やさしいベストなまち」のキャッチフレーズで、①豊かな自然があり阿久和川の清掃活動や川遊びのイベントを行っています。②古き良き文化が残っていてお餅つきや昔ながらの遊びが引き継がれています。③地域一丸、すいとんで上矢部は 10 回行い、ふれあい交流の場づくりを行っています。スキーや少年少女のマラソン大会やラジオ体操を行っています。災害への備えとして防災訓練を行い、食事会で支え合いを行っています。戸塚第三地区の魅力は「心 ふれあうまち 戸塚第三地区」キャッチフレーズで①交流や仲間づくり（ハイキング、少年少女スポーツ大会、文化祭、健民体育祭）②子ども子育て支援（サロン、親子向け教室）③高齢者支援（デュランタ見守り隊、食事会、あいネット）④防災活動。矢部池公園のホタル、竹灯籠、戸塚七福神めぐりのお寺が 2ヶ所あります。2つの地区は、連合町内会の定例会に参加して毎月、情報交換を行っています。地域の活動にも参加して、困りごとなど相談があった時は随時、対応をしていきます。戸塚区や戸塚区社協と地域ケアプラザで連携して地域福祉の推進を図ります。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

・上矢部地区と戸塚第三地区の連合町内会自治及び地区社協のエリアごと「地域連携チーム」を結成しています。チームのメンバーは区役所と戸塚区社協、上矢部地域ケアプラザの職員で構成しています。とつかハートプランの地区別計画の作成やハートプランの実施については、熱心にチーム連携をしています。上矢部地区は、すいとんで上矢部や矢部福祉まつりの実施をしています。

戸塚第三地区は地域の食事会や運動会などに参加しています。

・おどりば PPk 体操を汲沢地域ケアプラザと上矢部地域ケアプラザの中間地点にあるタツミ訪問看護ステーションの部屋と理学療法士の協力により、2つのケアプラザ共催の体操教室を開催しています。さらに、自主化に向けて支援しています。(包括支援センター看護師)

・権利擁護講座として、6 地域ケアプラザが共催で「ふくしのもり大学」を2回開催し、エンディングノートの普及・啓発活動を行うなど今後も活動を行います。(包括支援センター社会福祉士)

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

上矢部地区センターと障害福祉サービス事業所の複合施設として26年活動して来ています。横浜市の地域福祉が目指している「ノーマライゼーション」の考え方方が地域に根差し実現していることが、とても素晴らしいことだと思います。障がいを持っている人も健常な人もあたり前に地域に暮らすことができていると感じています。ふれあいフェスティバル(ケアプラザと障害施設)・レインボーフェスタ(地区センター)のお祭りを10月に同日、毎年開催しています。大勢の方の参加があります。また、子育て支援連絡会のメンバーとして、地区センター館長に参加してもらい情報共有をしています。地区センターでは月一食堂を地域のボランティアの協力を得て実施していて、プラザの地域交流の職員が参加しています。今後、ケアプラザとして検討しますいと考えています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

理念 :「安心して託される施設となり、個の人生を支援します。」

基本方針 :「利用者と家族のニーズを充足する福祉サービスの提供」

「思い遣りのある援助とチームワーク」

「安定経営と魅力ある職場の形成」

法人事業方針

1. 福祉ニーズ者の心の声を聴き、総合的援助による信頼性の構築を図る。
2. 人権擁護と施設サービス提供上の安全利用を推進する。
3. 家族や地域の評価及び第三者評価等の推進をする。
4. 職員の確保、資質の向上、チームワークの構築を図る。

5. 地域との親睦と交流を深め事業の有機的な展開を図る。
6. 法人の組織体制を再検討し事業全体の経営の安定化を図る。
7. 外部事業者（税理士・社労士・弁護士等）の指導による適正運営を図る。

業務実績

法人事業として現在実施しているのは、介護保険法に伴う事業及び委託事業の指定管理者制度による横浜市上矢部地域ケアプラザの運営、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）以下、障害者総合支援法という。障害者支援施設の入所支援事業及び短期入所事業、障害福祉サービス事業所の生活介護事業2ヶ所、共同生活援助事業を3ヶ所行っています。全事業では、施設の安心・安全利用、人権擁護（虐待防止等を含む）、個人情報保護、意思決定支援、利用者満足度、地域・医療・関係機関との地域連携等を重点的に意識し、各施設に反映するように事業を推進しています。これにより、稼働率も向上し利用者や家族からの施設に対する評価も向上してきています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定します経営ができる基盤等について記載してください。

当法人では、介護保険法に伴う事業と委託事業を横浜市上矢部地域ケアプラザ及び障害者総合支援法による障害者支援施設及び障害福祉サービス事業の経営を行っています。1993年の事業開始以来、会計事務所との委託契約で毎月財務状況の監査及び税の支払い等や各会計において赤字決算なく適正な財務状況で経営を行い適正な事業を実施しています。また、税務監査及び横浜市の監査においても適正であるとの評価を受けています。

以上より、当法人では財政状況は健全で安定します経営が出来ていますので、上矢部地域ケアプラザの指定管理者の申請をするに当たり、当法人の財政及び経営基盤は磐石と考えます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営していく上で、適正に常勤職員配置をしています。

管理者	所長	常勤専従 1名
事務	事務職員	常勤兼務 1名
1. 地域活動・交流事業	コーディネーター サブコーディネーター	常勤専従 1名 非常勤 6名
2. 地域包括支援センター	看護師 社会福祉士 主任ケアマネジャー	常勤専従 2名 常勤専従 1名 常勤専従 1名
3. 生活体制整備事業	生活支援コーディネーター	常勤専従 1名
4. 介護予防支援事業	予防プランナー 地域包括支援センター職	非常勤専従 1名 常勤兼務 4名
5. 居宅介護支援事業	ケアマネジャー	常勤専従 1名・非常勤専従 1名
6. 通所介護	生活相談員 横浜市通所介護相当サービス 介護職 看護師	常勤兼務 3名 非常勤兼務 9名 非常勤兼務 3名

*介護予防支援事業、居宅介護支援事業及び通所系サービス事業は介護保険の配置基準に従って配置

*地域包括支援センター職員の資格要件に従って配置

*各事業とも、非常勤の配置についても適正に配置しています。

指定管理者運営管理に関する基本協定書や介護保険法の法令に順守します体制で、必要なサービスを自ら提供するとともに関係者や機関と連携して、必要な人に的確に支援が届くように高齢者の地域ケア体制の充実を図ります。また、福祉施設として、職員が協働し専門性を発揮して高齢者及び子育てや障がい児者の支援に取り組みます。

*専門職として研修に参加して、適正に対応できるスキルを獲得して業務できるようにします。

*職員の欠員が生じた場合は、早めの職員採用対応を行います。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザの機能を発揮して適切な対応ができるように、運営要綱に従って必要な研修計画を立てて実施しています。また、指定管理者として必須の人権研修及び個人情報保護については、全職員に施設内研修として年に1回、実施しています。福祉職員としての心構え「あいマインド」理念・運営方針・福祉職員の基本的な労働姿勢・仕事の向き合い方・福祉マインド・事業計画などを年度のはじめに、管理職が職員に周知することを重要と考え実施しています。それから、各事業に関連する外部研修に、出来る限り参加できるように配慮し、受講します後は報告書の作成と、毎月の職員会議で報告をして全体周知することで職員全体の資質の向上を図っています。また、接遇研修などは外部講師または、管理職による研修を行い適切で気持ちの良い対応が出来るように努めています。

新人職員には、法人理念や運営方針を含めた基礎研修と実務実習を行います。また、継続勤務者にも専門研修と育成、連携を行うことで施設の提供する福祉サービスの質を維持・向上していく上で大切と考え実施しています。

法人全体の実践報告会を年に1回、継続して行い11回実施しています。障害福祉施設・入所施設・地域ケアプラザの職員の実践発表は、各事業内容の啓発と一生懸命に障がいを持つ人や高齢の人との関わりに向き合い、汗をかいて分かりやすい笑顔が多くなっていくプロセスが大事なことや、何度か失敗して分析や検討など調整して、やつとうまくその人に合ったサービスの提供に結びつき、マニュアルではないことなど、とても大事なことを学ぶことが出来て、理事長・医師・管理職の講評があり、職員の質の向上に大変役立つ研修をしています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設の快適安全利用を確保するために、複合施設の上矢部地区センター・障害福祉サービス事業所と、建物・設備維持管理を覚書に沿って実施します。横浜市建築局保全推進課が策定します「維持管理保全の手引き」「施設点検マニュアル」に基づき指定管理者が、施設・設備の実質的な簡易点検及び横浜市への報告等を行います。

年間計画の定期点検や定期清掃を行い、随時、建物設備の修繕を実施し環境整備を図ります。建築法による建物（3年に1回）建物設備（毎年）点検の実施をします。

施設は26年経ち、経年劣化に伴いエアコン・建具・消防設備・自動ドア・給湯器の取り替えなど、戸塚区の所管課及び横浜市建築保全課と協議して修繕を実施しています。公共・福祉施設のため安全・安心な修繕を迅速に対応しています。

施設貸館の利用前後に館内の安全を確認して、地域の皆様が気持ちよく利用できるように対応します。また、ご利用の際は、お迎えの心と送る心遣いを大切にして施設運営を行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

事業開始以来、施設経営上の義務として、防災訓練を年2回以上の実施、警備保障による機械警備、外部通路の監視カメラ等の導入により防犯、防災・事故防止に努めています。日常では、業務終了時に、火気・施錠についての点検・記録の記載を行い、職員全員で防犯・防災・事故防止に伴う危機管理を行なっています。

平成18年度からは、心臓疾患等の緊急処置機器AEDを設置し、施設利用者への急病に対処出来るように機器取扱の研修も行なっています。地域交流活動利用者・通所介護の利用者が急病となつた場合には、救急マニュアルに従い救急車の要請、利用者受診病院への連絡及び家族への連絡を分担して行い、迅速に急病対応が出来るような対策を行なっています。また、送迎時は道路交通法に従い、危険な場所の情報共有を行い事故防止に努めています。

防災については、所管の鳥が丘消防署と連携して消防士立会いで、屋内消火栓や消火器を使い消防訓練を行ない、非常時に適切に対応が出来るように努めています。通所介護の利用者も、防災頭巾やヘルメットを着用して訓練に参加しています。2階の障害福祉サービス事業所の職員とは種別で分けることなく連携して、初期消火、通報、避難誘導等の内容で防災訓練を実施しています。

施設外の可燃物は放火の要因になるので、ゴミ等も当日処分としています。防犯については、不審者の確認及び監視をし、必要に応じて警備保障及び警察に連絡して事故を未然に防ぐように対策を講じています。災害時の見守りに役立てるため、上矢部地域ケアプラザエリアの要援護者リスト作成と地図へのマーキングを作成し更新しています。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

上矢部小学校の防災拠点や篠塚町内会の防災訓練に参加をして、日頃より顔の見える関係づくりと協力体制を整えています。

災害時の福祉避難所として戸塚区と提携し、災害時の役割分担表の作成と緊急連絡網の作成をして、職員に周知しています。横浜市は、震度5強で本部設置し特別避難場所開設となります。また、要援護者の福祉避難所に指定されているため、水・ご飯・ミルク・紙おむつ・毛布などの備蓄をしています。備蓄管理は戸塚区及び横浜市と連携しています。

地震については、30年以内に大地震が到来するとも言われているため、災害対策委員会を毎月実施して防災対策の見直しをしています。実際に大地震を想定してのシミュレーションをHUG（H：避難所、U：運営、G：ゲーム、避難所運営を皆で考えるための一つのアプローチとして静岡県が開発しますもの）で実施して備えています。令和元年度は災害時の調理について講師を招いて職員全体研修を実施します。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

横浜市総務局危機管理室等からの避難や対応マニュアルに沿い計画書を作成し、既存の防災計画に加えて年間計画に含めて訓練を実施しています。昨年の台風15号や19号の被害が拡大していることから、横浜市等からの避難警報により「避難確保計画」等を作成して、利用者の安全を最優先に日々の訓練を行なっています。

当ケアプラザの災害マニュアルを更新し、職員の役割分担や実施すべきことを整理していきます。また、災害時に利用者と連絡が取れるよう、「要援護者リスト」を毎年更新し、エリアの地図に反映させて事務所内に掲示します。災害時の取り組みや災害マニュアルなどを毎月所内で開催する災害対策委員会で検討し、整理していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザ（地域包括支援センター等）は介護保険制度をはじめとする横浜市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があります。そ

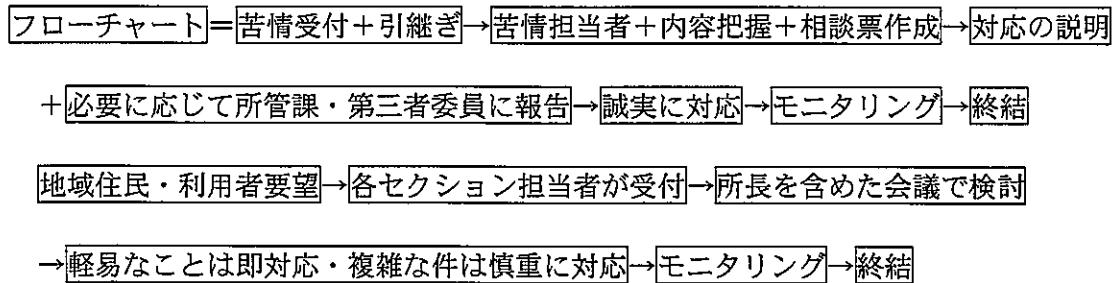
ここで、上矢部地域ケアプラザは、利用者及び事業者など関係機関より頂き物はしないことをお伝えしています。また、特定の事業者に依頼をして癒着することなく対応すること、自らが運営する介護保険サービスに利用を誘導することができないよう、公正・中立性の確保が必要であることを職員に指導しています。具体的には、利用者にハートページの事業所一覧を見せて説明するほか、紹介します事業所とケアマネジャーについて所内で記録・共有し、特定の事業所に依頼が偏らないようにしていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者のニーズは、アンケート調査で行って、要望や改善点については、要望の実現や問題の改善と実施をするように努めています。当事者と家族または、関係者の想いが異なる場合があるので、個別に直接ヒヤリングをしてニーズの把握をするようにしています。また、ニーズについては、内容により即対応出来る件は迅速に対応し、関係性の改善が必要な場合は慎重に対応するようにしています。特に、虐待関連は細心の注意を払うように申し合わせています。

要望や苦情受付は、プラザの各セクションが要望を伺い、所長を含む会議で報告し優先順位を考えて丁寧に対応するようにしています。また、苦情についてはタイミングを逃すとこじれる事があるので、苦情受付は丁寧に受け付け、所定の苦情担当者に引継ぎ、苦情相談票に詳細を記載しきんとします対応姿勢を示し、申し出者の気分を害さないように丁寧で適切かつ迅速な対応をするように申し合せています。また、必要に応じて、戸塚区所管課及び横浜市・第三者委員に報告・連絡をしています。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

施設として、「個人情報保護の基本方針」「個人情報の利用目的」を掲示及びホームページに掲載して公表しています。

個人情報の保護マニュアルが整備されています。職員が対応する業務上の個人データは、ノートパソコンを含み鍵のかかる部屋や引き出し・ロッカーで保管義務付けをしています。またパソコンのスタンド式はワイヤーなどで固定し対処しています。個人情報の持ち出しが紛失の原因となるので原則として厳禁としています。

個人情報漏えい防止策として、ファックス・郵送は虫食いにして、ダブルチェックをして誤送付しないように注意しています。また、職員採用時に研修を実施し、勤務時及び退職後に於いても遵守することを明記します契約書を交わしています。職員研修を年1回は実施して、個人情報漏えい

チェックシートの記入をして、職員の意識付けを図っています。

法人が運営する事業の事業報告及び決算報告は閲覧できるようにしています。各年度の決算状況は概要版（貸借対照表及び資金収支決算書）を施設入口の掲示板に公示しています。

情報公表（介護保険関係）については、神奈川県指定情報公表センター（社団法人かながわ福祉サービス振興会）へ毎年報告書を提出し、調査機関の調査を受けて情報公表しています。

情報公開については、横浜市の標準規定に準拠して「情報公開規定」を作成し、それに基づき行政文書開示請求に対して適切に対応します。

人権尊重の取り組みとして、「横浜市人権施策基本方針」を踏まえて、人権について考える研修を年に1回実施しています。人権問題についての基本的考え方「人権とは、一人ひとりの固有の権利で、誰もが等しく持っているものです。互いの人権を尊重しあうことが大切です。」を職員に周知しています。そして、地域ケアプラザの取り組みとして、理解を深めるための5つの視点（①自分の問題として考える②「当事者がいること」を認識する③当事者とのコミュニケーションをする④当事者の思いを知る⑤当事者は複合的な困難を抱えていることが多いと認識する。）など重要にとらえて互いの尊厳を尊重しあう社会を実現できるように努めています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

横浜市のG30で分別・リサイクルを中心にごみ減量に取り組んで、次の「ヨコハマ3R夢プラン」は平成22年～37年の期間、ごみそのものを減らすリデュースに取り組み、ごみ処理に伴って発生する温室効果ガス削減を進めます。また、ごみ処理の安心と安全・安定を追及し、ごみのことでの困らない住みよいまちの実現を目指します。マスコットはイーオと愛称がついています。ヨコハマ3R夢プランについて、職員に全体周知して取り組みます。

ゴミの減量化及びリサイクルは、缶ビン・金属・ペットボトル等リサイクル、消去ごみ等を分別して資源の再利用を重視しています。給食提供上では、食用油は資源再生業者と提携して回収という方式で処理を行っています。また、食材についてはカット野菜、魚は内臓、骨を取り除いた食材を中心として仕入れゴミが出ないように配慮しています。業務上の内部資料の紙は、プリントミス等の裏紙を活用して出来る限り無駄のないように努めています。

省エネルギーは、エアコンなどの冷暖房機器は、夏28度、冬は23度を目標として全職員に周知し管理し、利用者の皆様にも説明し理解と協力をお願いしています。業務上、近隣の訪問相談などは自動車を使わずに自転車などで対応しエコに努めています。また、予算の問題はあるが車の買い替えの時にはエコカーを選択するようにしています。

ゴミ箱を置かないようにしてから、一般利用者が捨てていくゴミがなくなります。これによるクレームが無いのは地域としても環境に対する関心が高まっていると考えられるので、今後も環境への配慮を行っていきます。

ふれあいフェスティバルのお祭りで、実行委員に連合町内会の環境推進委員に毎年入っていただき、ごみの分別やクイズをやってごみ減量の理解と普及・啓発を地域の皆さんに実施しています。上矢部連合町内会は戸塚区でゴミの減量が上位と報告がでています。

物品購入や修繕、入札を実施する時などは横浜市内中小企業を優先に発注しています。横浜市の経済発展に向けて、そして潤いのある活気ある横浜になるように心掛けています。例えばパソコン・洗濯機などの購入やトイレ・自動ドアの修繕などは横浜市内の業者に依頼しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

町内会、自治会、民生委員児童委員や地域保健推進員等の福祉保健活動団体、福祉関係団体等、様々な地域交流活動及び広報で施設の効率的な利用について、更に積極的にアプローチします。また、地域の保育園、幼稚園、小学校（上矢部・鳥が丘・矢部）、中学校（領家・秋葉・名瀬）、高校（上矢部・戸塚）、大学（明治学院）等の福祉に理解のある教育機関とも連携を継続していきます。特に、地域の会合（上矢部連合町内会、戸塚第三地区連合町内会、高齢者給食会、老人会、敬老の集い等）や広報誌（毎月 2500 部）の回覧等で PR、地域ニーズをうまく事業化に結びつけ、稼働率・利用促進に結び付けていきます。また、現在継続している自主事業関係団体へは、広報や利用時に利用についての情報を提供し継続して利用できるように便宜を図っていきます。民生委員の訪問時、「広報かみやべ」を配布しています。

貸館予約状況のボードで貸館利用団体の予約情報をマグネット磁石で分かるように掲示しています。

インターネットのホームページによるイベント情報の提供をと新しい情報をアップしていきます。また、貸室の空き情報を掲載います。施設の館内にも掲示して情報提供しています。

新規活動団体への支援として、広報誌などでメンバー募集の記事を掲載するなど、積極的に相談対応していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・こども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

- ・総合相談は、相談のしやすい雰囲気作り（話を途中で遮らないなど）を心掛け、相談者の話をしっかりと傾聴し、内容を的確に把握する。同時に、わかりやすい相談票を整備します。
- 情報提供の取り組みとして、毎月広報誌の発行と facebook やツイッターの SNS での情報発信を行い、幅広い世代へ情報提供を行います。広報誌は 2,000 枚 A4 両面フルカラーで 40 町内会へ回覧や 155 か所に届けています。食事会、老人会、連合町内会広報部会、自主事業の時など配布しています。
- ・上矢部ケアプラエリアの子育て応援カレンダーの毎月発行を facebook やツイッターの SNS で情報発信をしています。ととの芽や保育園、幼稚園など 14 の登録者からも情報が得られます。
- ・ホームページに広報誌や子育て応援カレンダーを毎月、アップしていますので、新しい情報を早く見ることができます。
- ・区役所・区社協・ととの芽などに相談して必要な情報を取り寄せて伝えます。
- ・とつか生活支援センター（精神障害者支援施設）がエリアにあり、こころの病をもつ方の居場所づくり「あったまり場」を毎月、ボランティアの協力を得て活動をして、相談受けています。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

目指すべき地域像の実現に向けて地域ケアプラザが役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザの5事業が、運営における基本視点として、公益性・地域性・協働性を重視して業務を行うことが重要と考えます。

・地域ケアプラザの役割は、地域の身近な相談機関として、あらゆる層の相談や業務、地域住民とのつながりを通して把握します情報を受け止める。また、適切な支援策を考え、支援を行い、関係機関につなぎ、支援策を考える場に主体的継続的に関わる。そして、個別支援にとどまらず、課題を把握し、課題解決に向けた活動を主体的に行うとともに、地域で見守り支え合う仕組みづくり、地域支援の中核的役割を担うということを、職員に説明して周知する。

日頃の業務において情報を共有して業務に向かう必要があります。毎月1回、4事業全体のケアプラザ会議で情報共有と周知徹底を図ります。毎朝の情報共有会議や、各事業で随時会議を行い、情報共有・問題解決を図り事業を推進します。また、防災対策委員会を毎月1回実施し、災害時対策を図り推進します。そのために、日常の良好なコミュニケーションとチームアプローチでお互い連携を取って協働して、共催事業・情報の共有化・地域支援の強化を図ります。

・個別支援を地域ケア会議で検討し、地域課題の解決をしていく地域包括ケアシステムの実現を目指していく拠点として、区役所・ケアマネジャー・サービス事業所・民生委員・区社協・病院などの関係機関と連携が重要になると考えます。

・合築の上矢部地区センターと障害福祉サービス事業とお祭り（ふれあいフェスティバル・レインボウフェスタ）を年1回、同日開催をしています。

・地区センターの館長に子育て支援連絡会に参加してもらい、子育ての協力を得て情報共有しています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

・2連合町内会の定例会議に出席し、情報交換をするためにコミュニケーションをとり地域の問題点やニーズの把握をして、情報提供や問題解決に努めます。

・民生委員児童委員の高齢者食事会・子育て活動や保健活動推進委員の健康体操などの活動・老人会などに参加して、情報提供や課題の共有・相談の対応をします。

・「とつかハートプラン」上矢部ケアプラザエリア地区別計画では「地域みんなで支えあい安心して暮らせる町づくり」の目標に向けて活動を推進し、地域福祉ネットワークを構築します。また、関係機関と推進委員会の定期的な会議を開催し、「とつかハートプラン」の更なる推進と周知に努めます。

・「みまもりネット」、「みつけてネット」の事業推進を図り、高齢者等の孤立の防止や安心な町づくりを目指して、地域や関係機関との安心ネットワークの構築を推進します。

・上矢部ケアプラザエリアの子育て支援を充実するために、子育て連絡会で保育や行政・関係機関・グループと話合いや情報交換、連携をして地域ネットワーク推進を図ります。

・地域ケア会議を地域と関係機関と連携して行い、課題解決を図ることで地域包括ケアシステムの構築を推進します。

・生活支援センターを中心します「矢部福祉タウン」の4施設で毎年、矢部福祉祭りの実施の後方支援を行っています。また、合同避難訓練に参加して、地域に根ざします施設としてネットワークの構築を図った。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・「とつかハートプラン」上矢部エリア地区別計画推進のために、事務局（地区別計画支援メンバー）が協働して、連合町内会（上矢部・戸塚第三）及び推進委員会と連携して事業を推進します。
- ・あったまり場の実施は、区行政からのアドバイスを頂きながら、戸塚生活支援センターと連携して事業を推進します。また、困難ケース等の問題に関して区役所MSWとの連携を密にして問題解決を図ります。
- ・障害児者余暇支援事業の「はなうた」や精神障害者支援の居場所づくり「あったまり場」の実施に当たり、専門的なアドバイスを区行政や療育センターにいただき、より居心地の良い場の提供を行い利用者支援に繋げます。
- ・戸塚区地域ネットワーク見守り事業「みまもりネット」の事業は、戸塚区と地域ケアプラザが協働でプロジェクトチーム会議を行い、広報作成や対応の情報共有、新しい登録事業者の協力依頼、連絡会を区行政と協働で実施して見守り事業の推進を図ります。上矢部ケアプラザエリアの地域住民や協力事業者・民生委員・見守り協力機関と連携して、高齢者などが孤立せず安心して暮らし続けられるよう「ゆるやかな見守りの体制」の充実を図り、区行政ケースワーカー・保健師と連携して問題解決を図ります。
- ・横浜市が策定します「よこはま地域包括ケア計画」を地域ケア会議も含めて、どんな時も自分らしくいられる地域づくりを区役所と協働して取り組みます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画（とつかハートプラン）の区計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地域連携チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決・目指すべき地域像の実現に向けてどのような体制でどのように取り組むか記載してください。

上矢部地区と戸塚第三地区の2つの地区別計画は地区（連合町内会自治会及び地区社協のエリア）ごとに「地域連携チーム」（区役所・戸塚区社協・地域ケアプラザの職員で構成）を結成し、地区的応援団として地域の皆さんのが主体に話し合いひとつようなれんけい・支援を行い、関係機関との橋渡しをします。地域活動を考える上で参考になるデーターや他の地区の情報提供をします。地域の特徴や状況を踏まえて進めています。地域にとってどのような良いことが起こったか、地域の皆さんと取り組めたのか、いろいろな人や団体と一緒に取り組めたのかなどの視点を踏まえてしえんします。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

目指すべき地域像の実現に向けて、高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化どのように取り組むか、具体的に記載してください。

【各世代への事業展開】

近隣にマンション建設があり、子育て世代の転入が多く見受けられます。子育て世代への対応として、「子連れdeヨガサロン」を4月より開催し、未就園児とその親への居場所と友達作りの場として提供します。

また、引き続き高齢者や地域への自主事業を行い、居場所の提供を行います。障がい児へは余暇支援事業を開催し、家族へのレスパイトや当事者の居場所作り、ボランティアとの交流の場として開催します。

こころの病を抱えた方への支援として「あったまり場」を開催し、気軽に来れるフリースペースとして施設開放を行います。

【上矢部ケアプラザ】

ポイントカードを作成し、ケアプラザが指定する自主事業や講座の参加者にスタンプを押します。ポイントがたまつた、スタンプカードと粗品交換を行います。ケアプラザの事業に参加意欲を高め、閉じこもり予防などにつながり、介護予防とします。また、ケアプラザ全体の周知にもつなげるねらいがあります。

【自主事業参加者数】

H26年度定例開催の自主事業(ミニデイサービス、RG上矢部、歌声喫茶、おしゃべりスポーツ喫茶)参加者数1500人をめざします。

(H25年度実績 1,462人)

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

福祉保健活動団体及び地域団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

【新規活動団体への支援】

新規立ち上げのサークルに対しての場所の提供を行います。

さらに、新規、既存の活動団体に関しても、より活発に活動が行えるように、ケアプラザ広報誌でのメンバー募集など記事の掲載をします。

【貸館の空き情報の提供】

空き情報の提供を受付前に掲示し、情報提供を行っています。また、HPやFacebookやtwitterにも掲示し、空き情報を閲覧できるようにします。

【貸館団体の連絡会】

貸館団体の意見や要望、悩みの相談に対応して、利用促進につないでいきます。

貸館グループの情報交換の場にすることで、地域の輪を広げます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

【おじさま力アップ講座Part2の開催】

「いいじい」(H24年度「おじさま力アップ講座」のOB会)の新たなメンバー募集として開催し、地域の男性の地域活動への支援を行います。

ケアプラザのお祭りやイベントでのお手伝い、介護予防事業の担い手になるよう支援を行います。(12人)

【デイサービスボランティア連絡会の開催】

ボランティアの受け入れ体制を整えるため、デイサービスのボランティアとの連絡会を開催します。日頃の活動の感想やご意見を頂き、受け入れ体制の改善に努めます。

【新規ボランティア登録者数】

H26年度新規ボランティア登録者数25名を目指します。

(H25年度新規ボランティア登録者数実績24名)

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

【上矢部ケアプラザエリアの子育て応援カレンダーの毎月発行】

上矢部ケアプラザエリアの保育園、幼稚園等の子育て関係施設の園庭解放やイベント情報をまとめ、毎月発行します。情報提供を行うことで、子育て世代の居場所づくりや子育てに携わる母親の孤立予防につなげる目的とします。Facebook や Twitter の SNS を活用し、広く情報発信を行っていきます。

【貸館利用団体連絡会】

貸館を利用している団体との交流会をH27年3月に実

施します。貸館利用に関しての、ルールの徹底や、利用に対してのご意見などを伺う機会とし、さらに利用しやすい環境を整えます。さらに、利用団体同士の交流の場とし他の団体の活動を知ってもらうことで、活動の場を広げてもらえるよう支援します。

【総合相談票のリニューアル】

貸館利用団体との情報交換や、地域の行事や食事会に出向き、地域住民のニーズ把握に努めます。必要に応じて、総合相談票に内容を記入し、取りまとめます。総合相談票をまとめやすく、分かりやすいようリニューアルします。

【情報収集活動・情報提供】

地域の行事や食事会に出向き、CP の情報提供をするとともに、地域住民のニーズ把握に努めます。今後の事業展開や講座の開催など、ニーズを取り入れながら事業を行います。また、毎月広報誌の発行と Facebook や twitter の SNS での情報発信を行い、幅広い世代への情報提供を行います。

【ヨコハマいきいきポイントボランティアの受け入れ拡大】

ボランティアを行ってもらうことで、外出の機会を増やし、介護予防につなげます。

（H25年度521人）

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- ・エリア内の統計データ（人口・高齢化率・要介護認定率等）の整理を行うとともに、総合相談や要援護者情報などを町別（上矢部町、鳥が丘、矢部町）ごとに分け数量的に把握を行います。また介護申請事由を町別、傾向を分析し、事業展開や地域支援に生かします。さらに、要支援者をマップ化し可視化することでエリアの傾向を把握していきます。
- ・エリア内の介護予防の通いの場や趣味的活動、見守り事業などに出向き、社会資源を把握し、地域活動サービスリストを作成し整理を行います。また、地域へ出向き調査（老人会や自治会、その他インフォーマル団体の活動状況や内情等の把握）にも努めるとともに、高齢者の困りごとなどの聞き取りを行います。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取

組を記載してください。

工業団地内にある地域ケアプラザの特性を生かし、近隣の企業との連携を図っていきます。また、戸塚区地域ネットワーク見守り事業「見守りネット」登録事業所に地域ケア会議や協議体に出席を依頼し、事業所が地域における見守り体制についての検討し、新たなサービスの創出について地域住民を交えながら検討していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

- ・戸塚区地域福祉計画「つかハートプラン」の推進会議や各連合の定例会、民生委員児童委員協議会の定例会、地域等の会議において地域課題の抽出、整理し、課題の解決に向けての場の設定などを地域住民とともに検討し、実施していきます。
- ・地域ケア会議も活用し、会議で抽出します地域課題を解決すべく、協議体につなげていけるよう検討します。
- ・坂本グリーンこころんPJにおいては見守り体制の構築について検討中。見守りの場として「こころんカフェ」を実施しているので、継続して支援を行っていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

上矢部シニアカレッジを令和元年度11月に実施し、参加者9名の実績があります。参加者を地域で開催するサロンなどの担い手に繋げていきます。

また地域活動交流と共にシニアボランティアポイント講習会も定期的に開催し、ボランティア活動につなげていきます。新たな担い手の発掘支援に努めています。

介護予防では地域包括支援センターと連携し、地域の通いの場やサロン、体操教室など継続して活動ができるよう講師派遣や内容について地域住民とともに検討し、支援をしていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

＜総合相談支援＞（虐待対応及び権利擁護事業を含む。）

・高齢者世帯・独居高齢者は増加し、認知症の相談、介護保険の相談を含め相談件数は年々増加傾向にあります。地域に住む高齢者の様々な相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。困った時にどのようなサービスを利用すべきか分からぬ住民に対して、その多様的なニーズに適切に対応できる「ワンストップサービス」を提供できるように努めます。日頃より、広報などで包括支援センターの役割の周知活動を行い、気軽に相談できるよう体

制を整えていきます。相談援助対応は、職員間の情報共有・対応方針の検討をして、行政・民生委員・保健推進員・医療の専門職・サービス事業所・近隣の人など関係機関との連携を図り、問題解決に向けて支援を行っていきます。

- ・消費者被害について、戸塚区は神奈川県内で1番か2番目という被害状況です。この状況に対して、平戸・名瀬・東戸塚ケアプラザ主催の「ふくしものしり大学」に参加し、悪徳商法の被害に合わないための寸劇を継続して開催し、消費者センターにつないでいきます。
- ・地域ケア会議を実施して、個別支援を地域課題解決に向けて実施しています。
- ・虐待の件数が増加傾向のため、継続します啓発活動として地域の普及活動と福祉従事者への働きかけを積極的に行っていきます。ケアマネジャーや居宅サービス事業所からの相談は迅速に対応し区役所・行政書士・弁護士などと相談し連携を図り適切な支援をします。
- ・成年後見については、これまでに名瀬・平戸・東戸塚地域ケアプラザとの共催で成年後見劇を効果的に実施し、当施設での成年後見の講演会の実施など啓発に努めます。
- ・悪徳商法等は、担当地域内で相談があった際は、地域に向けて注意喚起を促しています。
- ・3職種が連携して、総合相談の主担当が不在の時やケースの特性で医療的要素の高い場合は看護職、ケアマネジャーの支援を要する場合は主任ケアマネジャーに依頼して、一つのチームとして柔軟に連携を図り対応します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・認知症の対応として、上矢部家族の会（介護者のつどい）を年4回実施して本音の話を引き出しアドバイスをするなど、お茶を飲みながらの談話を行います。みつけてネットの情報提供を行い、徘徊が頻回で心配な方は登録をして、行方不明になったら通報するネットです。
- ・みまもりネットは「ちょっと気になる」高齢者などのゆるやかな見守りで、コンビニ・郵便局・新聞屋さんなど登録事業所の協力を得て実施しています。
- ・認知症サポーター養成講座の実施を他の地域ケアプラザと共に催で行う。障害の施設に認知症の講座を実施するなど認知症の啓発をします。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

・権利擁護の普及啓発

地域の食事会・体操教室・老人会等の場に参加し、遺言・相続・成年後見制度（任意後見含む）・悪徳商法・認知症・みつけてネット等に関する情報提供を行います。

ものしり大学（下記に記載）を実施します。

・権利擁護講座

「ものしり大学」（権利擁護普及啓発を目的とします地域ボランティアによる寸劇+行政書士によるポイント解説の講座）を6ヶケアプラザ（上矢部、東戸塚、平戸、名瀬、舞岡柏尾、南戸塚）合同で行います。対象者：民生委員、一般住民

講座は権利擁護関係、令和元年度、2年度はエンディングノートをテーマに実施予定です。

・高齢者虐待

地域住民や福祉従事者に対し、食事会・体操教室・各種イベントなどにおいて、高齢者虐待防止・早期発見などの情報提供をパンフレット等、用いて実施します。それにより、より一層の通報や相談を促し、適切な対応や問題解決を図ります。なお、ケアマネジャーや居宅サービス事業所からの相談には迅速に対応し、区役所・弁護士・司法書士・行政書士等と相談し連携を図り適切な支援をします。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・地域包括支援ネットワークづくりでは、民生委員・医療機関（地域の在宅医・病院）・サービス事業所・関係団体・地域住民等との連携基盤は出来てきています。今後も継続して、良好な関係性を構築し、地域やボランティア団体などの地域力を引き出し介護保険外の支援を増やすことで地域の高齢者やケアマネジャーの支援を行っていきます。
- ・生活支援コーディネーターと協力し、地域のインフォーマルサービスの情報を集めた地域活動サービスリストを作成・更新していきます。
- ・ケアマネット戸塚と主任ケアマネジャーの共催研修企画、他ケアプラザと共に催のケアマネジャー連絡会を計画的に企画・実施します。また、ケアマネジャーからの相談・支援困難ケースの助言・支援、介護報酬改定の情報提供、新任就労予定ケアマネジャーの実習を行います。
- ・ケアマネサロンでケアマネジャー向けの講座を開催し、継続してスキルアップを図っていきます。
- ・広報誌「広報かみやべ」を毎月発行（2500枚）し、ケアプラザの事業の周知を図っていきます。またホームページ・ツイッター・フェイスブックなどSNSも活用して広く情報発信をしていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

- ・ケアマネジャーの勉強会であるケアマネサロンにて医療系の研修を実施して医療に関する理解を深めるとともに、医療の人材とケアマネジャーの橋渡しをしていきます。
- ・区内の包括支援センターが協力して、1年に1回、医療連携研修を開催、または医療相談窓口の冊子を更新します。令和元年度の研修テーマは「認知症の方を医療につなぐには」です。また病院の相談員など医療関係者とケアマネジャーの情報交換会を1、2年おきに開催します。または3年に1回程度、医療相談窓口の冊子を更新してケアマネジャーに配布します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・総合相談の中から地域に多い相談事を抽出し、個別地域ケア会議で取り上げていきます。
- ・民生委員・生活支援コーディネーターと連携して町内のマップ作りをおこない、支援を必要とする人やインフォーマルサービスについて把握し、サービスが足りない地域や共通の課題がある地域への支援について考え、取り組んでいきます。
- ・個別地域ケア会議で取り上げたテーマからエリア全体に共通する課題を拾い出し、ケアプラザ、支援者、地域の関係者がともに取り組みについて話し合います。それぞれの立場から、できること

や目指す方向性について話す中で参加者の共通認識が作られ、できることから取り組んでいきます。また共通認識をもつことで関係者の連携がとりやすくなり、一緒に課題に取り組むなかで地域づくりにつながっていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

「利用者本位の、利用者の意欲を引きだせる」プランを作成します。横浜市総合事業の通所型、訪問型のサービスを取り入れながら、地域の活動やボランティア活動などとも協働し自立を目指します在宅での生活を支援します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

健康長寿を目指す介護予防講座、GOGO 健康講座（ロコモ予防、高齢期の栄養改善講座、口腔機能向上のための口腔ケア）8回コースを25名の高齢者を対象に上矢部地域ケアプラザで行った。

また、秋には上矢部地域ケアプラザを拠点としてノルディックウォーキングを全4回15～20名程度の参加者を対象に実施します。

町内会の保健福祉部や老人会などと連携し介護予防ミニ講座（笑いヨガや・ロコモ予防体操）を行います。

地域介護予防活動支援事業

地域高齢者の介護予防の通いの場として定着している、はまちゃん体操、ハマトレ、ウォーキンググループ（ケアプラザ、WA130、ラムーナ、東建ニューハイツ、松尾神社、柳作町内会館など）にて、介護予防ミニ講座を行います。

また自主事業として人気のある、転倒・骨折予防をめざします「はつらつ健康体操」を年5回、「ときめき健康体操」を年6回開催します。

エリア内のボランティアを対象に、区役所・地域交流と共に理学療法士による介護予防についての講座を行います。

汲沢CPと共にタツミ訪問看護事業所の協力のもとPPK体操を月に1回継続して行います。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

地域包括支援ネットワークは地域の実情に応じて構築されるもので、行政職員、包括センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員などから構成される地域ケア会議の開催と、地域包括支援センターと関係者との連携努力義務①個別ケースの支援検討より、問題解決のための地域包括支援ネットワークの構築②介護支援専門員のケアマネジメントの支援③個別ケースの課題分析な

どを行うことによる地域課題の把握をします。まず、包括センター職員がケースを選定してケアマネジャーと区役所と打ち合わせて関係者に声かけして、担当を決め、進め方を打ち合わせて当日を迎える。顔の見える関係を引き続きもちろん、継続して支援をしてネットワークづくりを推進します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

《運営方針》

- ・相談援助技術を的確に活用して、利用者のニーズの把握とケアプラン作成をして、サービスにつなげます。
- ・問題解決のため本人及び家族の意向を受け止めて、サービス事業所・地域包括支援センター・区役所・医療・民生委員等と連携して在宅生活を支援します。

《特徴的な取り組み》

- ・職員の連携を密にして、担当でない利用者の緊急対応なども適切に実施します。
- ・困難ケースや虐待ケースについては、地域包括支援センターや区役所・医師・行政書士・サービス事業所・民生委員などと連携して、利用者・家族支援をします。
- ・介護保険法改正、年末年始のお知らせや医療費控除などについて、書面を提示して利用者に分かりやすく説明して同意を得てからサービスの調整をします。
- ・介護予防支援事業者より要支援の介護予防ケープランの委託を受けると、介護予防ケアプランを立て介護予防支援事業者に提示して確認をしてもらい、利用者に提示して、毎月、実績と給付請求の報告をして、連携体制で対応します。

《職員体制》

- ・ケアマネジャー：常勤専従2名　　非常勤専従1名　　常勤兼務1名

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

通所介護・横浜市通所介護相当サービス

《運営方針》

要支援・要介護者に対し自宅での生活が可能な限り自立して行えるように支援します。同時に心置きなく寛ぐ事ができ「来てよかった、また来たい。」と心から思えるサービスを提供します。

《提供するサービス内容》

- ・送迎、健康チェック、入浴、食事、口腔体操、リハビリ、体操、レクリエーション活動
　　談話、カルチャー活動（習字・カラオケ・囲碁・麻雀など）

《事業実施日数》 週 6 日（日曜日・年末年始：休み）

《提供時間》 10:00 ~ 16:35

《職員体制》

生活相談員 3名（常勤兼務） 介護職員 9名（非常勤兼務） 看護職 3名（非常勤兼務）

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ アットホームな心のケアを大切にしてのディサービス
- ・ 季節に応じた入浴剤の使用・中間リフト浴の提供
- ・ 四季の行事食（お花見弁当・夏祭りの食事・敬老会御膳・お寿司・クリスマス会・お正月のおせち・鍋など）お楽しみ
- ・ カラオケの機器導入で新しい曲も楽しむ

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料の額で、出来る範囲で調整して利用者サービス事業を実施します。また、費用の配分に沿って、最大限効果が上がるよう運営します。無駄な支出はないか、節電なども含めて無駄な消耗品や物品はないか見直しを行い検討します。人件費では、包括支援センターの有資格者で最も重要な職種が5~6年と長く勤務を続けていることで、法人としても地域の皆さんも安心しているところですが、人件費が厳しい状況になっています。どうしても赤字の場合は、法人が補填を行います。

上矢部地区センターと障害福祉サービス事業所、上矢部地域ケアプラザの複合施設になっています。覚書に沿った管理、運営を行っています。老年建物寿命化のエレベーターが26年で経年劣化にて取り替えの時期、外壁工事に多額な修繕費が見込まれるとの協議がされています。26年経過しますので今後のことを心配しています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

人件費：当法人では、1ヶ月の変形労働時間性を採用しています。これにより法定労働時間173時間内での業務を実施するために、始業と就業の時間を業務の必要な時間に合わせて幾つかの勤務時間のパターンを設定して超過勤務の発生が大幅に出ないような管理をしています。

事業費：事業費は、地域福祉の基盤となる事業であるので、地域のニーズを受け止めて予算配分しています。他事業との重複にならないように計画の調整をして無駄なく効率よく活動が出来るような予算配分をしています。

事務費：コピー紙の無駄が出ないように、プリントミスをなくす、裏紙の内部利用、ボールペンの使い切り使用、節電機器の導入などで経費の削減を行っています。

管理費：事業開始後、26年を迎えますので修繕箇所が各所で発生しています。利用者の利便性による優先順位で修繕を行っています。修繕については、戸塚区の所管課と協議をし、プラザの建物管理協定により、修繕は相見積りを取って同一修繕で少しでも経費の削減が出来る業者に依頼して修繕などを実施しています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

指定管理業務前期の事業実績

指定管理者3期（平成28年～令和2年）、上矢部地域ケアプラザの事業は26年経過して、福祉施設としては、大変充実している期間でした。ホームページの広報、貸館空き情報など新しい情報提供、広報かみやべ2500枚の両面カラー刷り、とつかハートプランの推進、地区別計画の推進と時期地区別計画の話し合いを上矢部連合地区と戸塚第三地区の2つの地区を地域連携チームが協力して実施しました。上矢部地区のハートプラン「すいとんかみやべ10」は10回の実施となった。戸塚区地域ネットワーク見守り事業「みまもりネット」の事業の推進、災害対策委員会の毎月開催を行い災害時に備えています。大きな問題もなく、良好に事業ができました。

地域包括支援センター：平成18年4月以来実施している上矢部包括支援センターは軌道に乗り、町内会、自治会、民生委員児童委員、保健推進員、各種地域団体、介護事業所、医療機関とも関係性が深まり連携が取れるようになってきました。これらも、ネットワークを活用し、直接間接情報を得、地域に内在する諸問題に対して積極的に関り対処してきますので、次期においてもその手腕を発揮出来ると考えます（相談件数は年2300～2500件）。

高齢者の権利擁護事業では、悪徳商法による被害の予防や被害にあった時の相談を横浜市消費生活相談センターと連携して行いました。この間、悪徳商法や詐欺被害などの対応を地域と連携して予防強化してきたことにより、対象エリアでの被害件数は少なかった。また、虐待ではネグレクトや独居認知症高齢者の継続的な見守りを行ったことにより施設などを利用して生活の改善がされました。介護者の家族の会は、介護者間の意見交換も行われ、精神的な安定を図ることが出来た。介護予防事業では、対象者の方々の相談を十分に受け止め予防プランに反映しました。関連事業として、制度・サービス普及啓発、口腔栄養改善教室、事例検討研修会、ケマネジャー連絡会、講演会、介護予防普及活動、ケアマネサロンでケアマネジャーの支援力アップ講座を行い、利用者への安心に結ぶことが出来ました。これらの事業を継続して行うことにより、高齢者に対する介護予防に繋げました。これらの実績やノウハウをもって次期に貢献出来ると考えます。

地域活動・交流事業：26年を迎えた事業ではありますが、時代のニーズを受止め地域住民が主体的に関わるように企画運営し、受動的な福祉活動から能動的な福祉活動となるように働きかけをしていきます。ミニディサービス、ふれあい広場、子連れでヨガサロン、おしゃべりスポーツ喫茶、あったまり場（こころの病の方の居場所づくり）、障がい児余暇支援事業はなうた、かみやべGO、いいじいカフェ（おじさまボランティアのカフェ）、ふれあいフェスティバル、広報発行2500枚、上矢部ケアカードで事業の参加率増加、子育て救急講座、とつかハートプラン（すいとんかみやべ）などの事業を継続的に行ってきました。中でもふれあい広場は、ボランティアが中心となり、地域の高齢者や障がい者の方々も受け入れて、活動の幅や質の向上が伺えます。

また、上矢部健康麻雀教室は、一見福祉とは無縁のようですが、上肢片麻痺の方や家に引きこもりがちな一人暮らしの高齢者を誘い仲間作りをしている姿は自然と福祉が根付いていることの証と考えます。様々な事業企画に、今まで顔を出さなかつた住民も足を向けてきていますので、区域の交流の場の継続を考えています。共催事業の赤ちゃん教室は、核家族で暮らす新住民の方々が子育てや遊びを通して、核家族からハブ的な交流家族へと展開してきています。少子化傾向の中、家族の心の絆を形成していく場を持ち、健全育成を母子共にサポートする体制はこれからも必要と考えます。

居宅介護支援事業：要介護認定調査委託件数47～70件でします。ケアプラン作成件数700～800

件でした。当事者及び家族との信頼関係の構築を基礎として、ニーズに上がらない課題も発掘してケアプランを作成しました。また、地域生活を継続していく為に気軽に安心して相談出来るようコミュニケーションの構築や適切なサービスの情報提供を行いました。

通所介護・横浜市通所介護相当サービス：年間利用状況は 5200～5800 名でた。1 日平均、20 人、少しずつ新しい利用者を迎かえ、既存の方との交流を深めました。年間行事や個別支援等を計画し楽しみとなるデイサービスの提供を行いました。予防支援事業は、年間 2200 件でした。福祉は、安定継続が第一で、尚且つ見知った顔があることが安心の条件と考えます。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

- ・職員職員充足率（合計配置日数）：96.36%

常勤 7 人 × 365 日 × 3 = 7,665 日

3 年間の合計配置日数 → 7,386 日

$7,386 / 7,665 = 0.9636$

様式 3

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市上矢部地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書**(1) 地域ケアプラザ運営事業**

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	10,600,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,650,000
事業費(税込)	地域活動交流自主事業費	650,000
事務費(税込)	旅費、消耗品費、研修費、リース料、手数料、通信費	1,629,500
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	3,500,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
施設使用料相当額 ※2		△1,977,500
合 計		16,526,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	[REDACTED]
事業費（税込）	生活支援体制事業費	[REDACTED]
事務費（税込）		
合 計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	22,180,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	2,209,500
事業費（税込）	地域包括支援自主事業費	942,000
事務費（税込）	旅費、消耗品費、研修費、リース料、手数料、通信費	1,145,000
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	1,800,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000

利用料金の活用	(介護保険収入等を充当する場合は記載してください。)	△
	合 計	29,033,000

※4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位:円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講座等各種介護予防事業費	154,000
	合 計	154,000

2 収支予算書

(単位:円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内 訳	地域ケアプラザ運営事業(a)	16,526,000	16,526,000	16,526,000	16,526,000	16,526,000
	生活支援体制整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
	地域包括支援センター運営(c)	29,033,000	29,033,000	29,033,000	29,033,000	29,033,000
	一般介護予防事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
	合計(a)~(d)	51,515,000	51,515,000	51,515,000	51,515,000	51,515,000
内 訳	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000	9,500,000
	居宅介護支援事業	11,600,000	11,600,000	11,600,000	11,600,000	11,600,000
	通所系サービス事業	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000	40,000,000
その他収入		10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
収入合計(A)		122,615,000	122,615,000	122,615,000	122,615,000	122,615,000
内 訳	人件費	89,875,000	89,875,000	89,875,000	89,875,000	89,875,000
	事業費	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000

事務費	6,470,000	6,470,000	6,470,000	6,470,000	6,470,000
管理費	8,500,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000
消費税等	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
その他					
支出合計（B）	118,845,000	118,845,000	118,845,000	118,845,000	118,845,000
収支（A-B）	3,770,000	3,770,000	3,770,000	3,770,000	3,770,000

団体の概要

(令和2年2月27日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん あいのかい) 社会福祉法人 あいの会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地 所在地	〒245-0053 横浜市戸塚区上矢部町 2342 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)			
設立年月日	1992年 5月			
沿革	1993年5月 横浜市上矢部地域ケアプラザ受託経営 障害福祉サービス事業開始設置経営 1994年4月 知的障害者地域生活援助事業開始 2006年4月 障碍者支援施設ソイル栄事業開始設置経営			
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法下の事業 ① 障害福祉サービス事業所あい：生活介護定員 50名 ② 障害福祉サービス事業所グリーンヒルあい：生活介護定員 25名 ③ 地域生活援助事業レオ1. 2. 3：共同生活援助定員 21名 ④ 障害者支援施設ソイル栄：定員 50名 短期入所事業：定員 10名 ・介護保険下の事業 ① 地域活動交流事業 ②地域包括支援センター ③生活体制整備事業 ④通所介護・横浜市通所介護相当サービス ⑤居宅介護支援事業 			
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	684,415,443	830,740,276	703,085,439
	総支出	674,401,032	862,605,086	696,833,456
	当期収支差額	10,014,411	△31,864,810	6,251,983
	次期繰越収支差額	1,575,657,677	1,543,792,867	1,550,044,850
連絡担当者	<p>【所 属】横浜市上矢部地域ケアプラザ 所長</p> <p>【氏 名】 [REDACTED]</p> <p>【電 話】045-811-2442</p> <p>【FAX】045-811-2499</p>			

	[E-mail] [REDACTED]
特記事項	